

第3回：第4章（+5章の1部）－期間収益（費用）の認識・測定

本日のテーマ

- ①収益計上の諸基準→収益認識の会計基準の変更もあり、理論は注意かも
- ②工事進行基準について（過去問15回5問を確認しよう）
- ③工事完成基準について（過去問15回5問を確認しよう）
- ④理論対策→工事進行基準と工事完成基準の比較（発生主義と実現主義の観点から）

①収益計上の諸基準→収益認識の会計基準の変更もあり、理論は注意かも

広義→純資産の増加をもって収益とする（贈与も収益）→処分可能性の立場から

狭義→生産・提供分（販売と考えよう）→経営成績管理の立場から

1.収益の発生と実現

受注→調達（財・用役）→加工→完成→引渡

個々の段階で収益は発生するが、販売時に実現する

認識をどこにおくかは、重要→工事進行基準と完成基準

2.受注生産制度の特徴（確認程度でOK）

★受注方法

入札方式（公共工事→一般競争入札）→事前原価算定→見積総原価→入札価格の決定

特命方式（業者指名）

見積合わせ方式（合い見積もり）

★請負代金決定方法

総額請負契約（契約時確定・インフレ時はこわい）

原価補償契約（実際原価×利益率）実際原価の算定方法で発注者と意見対立多い

単価積算契約（単価のみ決定しておく→数量を乗じて決定）

★代金受領方法

着手金→中間金→残額払い

②工事進行基準について（過去問 15 回 5 問を確認しよう）

長期請負業の収益認識基準として発生主義を適用

基準採用根拠

(1)期間帰属の合理性→2 期以上の工期の収益認識の合理性（期間利益の指標性）

(2)計算の確実性→契約価格の実現可能性が高い

★基準→工事の進行途上においてその進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準を適用する

成果の確実性（工事収益総額・工事原価総額・決算日における工事進捗度が信頼性をもって見積もることができなければならない）

信頼性をもった見積もり

・工事収益総額→完成見込が確実、工事契約による対価の定め

・工事原価総額→工事原価の事前の見積もりと実績を対比し、適時適切な見直しを図る体制があること

では計算方法を過去問 15 回 5 問で確認しよう（原価比例法）

【第5問】 次の<決算整理事項等>に基づき、解答用紙に示されている埼玉建設株式会社の当会計年度（平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）に係る精算表を完成しなさい。なお、計算過程で端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てること。また、整理の過程で新たに生じる勘定科目で、精算表上に指定されている科目は、そこに記入すること。

(5) 請け負っている工事は下記の2つの工事だけである。工事Aには原価比例法により工事進行基準を、工事Bには工事完成基準を適用している。

工事A

工事期間は3年（平成×0年4月1日～平成×3年3月31日）、工事収益総額は600,000千円、工事原価総額の見積額は400,000千円、着手前に前受金として300,000千円を受領している。当期末までの工事原価の発生額は、第1期が144,000千円、第2期が136,000千円であった。工事原価総額の見積額に変更はない。

工事B

工事期間は2年（平成×1年4月1日～平成×3年3月31日）、工事収益総額は200,000千円、工事原価総額の見積額は150,000千円、前受金の受領はない。当期末までの工事原価の発生額は105,000千円であったが、当期末に見積もり直したところ工事原価総額は210,000千円と見積もられた。なお、精算表上、工事損失引当金繰入額は完成工事原価に振替えない。

③工事完成基準について（過去問 15 回 5 問を確認しよう）

実現主義の2要件

財・用役の提供

貨幣的資産の受領

<採用根拠>

インフレ時に工事原価の見積もりが信頼性をもてない→進行基準は×

多数の工事を並行的に実施している場合は均されるので、計算の経済性が高まる

類似の方法に「部分完成基準」がある

<実現時点>

検収完了時点が一般的

では計算方法を過去問 15 回 5 問で確認しよう（原価比例法）

④理論対策→工事進行基準と工事完成基準の比較（発生主義と実現主義の観点から）

これは既に述べた内容で十分でしょう。

⑤追加（第5章）：費用配分の基準

<費用概念>

広義→純資産の減少をもって費用とする（盗難も費用）

狭義→生産・提供分（販売と考えよう）に関連した部分のみ→盗難は損失

1.費用配分の原則

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、**各事業年度に配分しなければならない。**

有形固定資産→耐用年数にわたり定額法・定率法などの減価償却の方法による

無形固定資産→有効期間にわたり

繰延資産→無形に準じて、均等額以上を配分

2.設例 5-1 は良問（熟読しよう）

3.費用配分の原則と他原則の関係

(1)発生主義→経済的価値の費消

発生主義の原則で認識され、結果として配分されるともいえる

発生主義の枠内に費用配分の原則はあるともいえる

有形固定資産→価値費消（時間基準）→当期の費用と次期以降の費用に配分される

棚卸資産→価値費消（払出基準）→当期の費用と次期以降の費用に配分される

(2)費用収益対応の原則

タクシー会社の車両の例で考えるとわかりやすいであろう（減価償却により配分された費用が収益に対応されると考えられる）

<マトメ>

過去問：第10回1問発生主義（3つの原則、各150文字）